

岩手県告示第79号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深（以下「洪水浸水想定区域等」という。）を定めた。

なお、洪水浸水想定区域等を示す図面は、岩手県県土整備部河川課、沿岸広域振興局土木部宮古土木センター及び県北広域振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。

令和6年2月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1）水系名 田代川
- （2）河川名 田代川、神田川
- 2（1）水系名 有家川
- （2）河川名 有家川、大野川
- 3（1）水系名 川尻川
- （2）河川名 川尻川